

一般社団法人 北海道建築工事業組合連合会定款

平成23年5月26日 制定
平成28年5月26日一部変更

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人北海道建築工事業組合連合会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、会員相互が連絡調整して会員構成員及び建築工事業界の技術の向上、経営改善、社会的地位の向上を図り、もって北海道における建築文化の発展と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 建築工事業の経営改善に係る情報収集及び調査研究並びに指導に関すること。
- (2) 建築従事者の職業訓練及び技能講習・教育等に関すること。
- (3) 地域木造優良住宅の普及・促進に関すること。
- (4) 建築工事業の経営改善及び技術技能向上に係る研修大会に関すること。
- (5) 建築技能者の資格取得及び技能向上に係る技能検定講習及び建築技能競技大会に関すること。
- (6) 建築工事業従事者の福利厚生及び就業改善に関すること。
- (7) 建築工事業の社会的使命に係る情報収集及び広報・教育指導に関すること。
- (8) 会員の表彰に関すること。
- (9) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業に関すること

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であつて、次項の規定によりこの法人の会員となったものをもって構成する。

(1) 正 会 員 北海道に住所を有する建築工事業者等を構成員として組織している団体で、この法人の目的に賛同して入会した者。

(2) 賛助会員 この法人の事業に賛助するために入会した個人又は団体。

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款、その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前8条及び9条のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、全ての会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の次項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他、総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、

総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した正会員の中から選任された議事録署名人2人が、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上
- (2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を理事長、2名を副理事長、1名を専務理事とする。なお必要に応じ理事の中から、3名以内の常任理事を置くことができる。
- 3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第2項第2号の業務執行理事とする。
- 4 各理事について、その理事及びその配偶者又は三親等以内の親族等である理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員又は理事長から推薦のあった者の中から選任する。ただし専務理事及び監事は正会員以外の学識経験者の中から選任することができる。

- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって選定する。

(理事の職務)

第21条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は理事長を補佐し、当法人の業務を執行する。
- 3 常任理事は、理事長及び副理事長を補佐し、理事長があらかじめ定めた区分によって、その職務を分担処理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務を執行する。
- 5 専務理事は、この法人の常務を統括する。
- 6 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

- 第25条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる

第6章 理事会

(構成)

- 第26条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

- 第27条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

- 第28条 理事会は、理事長が招集し、議長は理事長がこれにあたる。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

(決議)

- 第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 会計

(事業年度)

- 第31条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第32条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始前に理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

- 第33条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の付属明細書
 - (3) 貸借対照表

- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類の他、監査報告を主たる事務所に5年間据え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

（剰余金の分配の禁止）

第34条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第35条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解 散）

第36条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第37条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第38条 この法人の公告は、電子公告とする。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって上記の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の理事長は堀川隆之とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の

認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第31条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

- 4 この定款の変更は、平成28年6月1日から施行する。

当法人の現行定款に相違ありません。

一般社団法人北海道建築工事業組合連合会
代表理事 守 田 和 平